

街路樹再生プログラム(第2期)対象路線街路樹剪定に関する特記仕様書

1 適用の範囲

本仕様書は緑化推進重点地区の3地区の中心市街地の景観重要道路7路線(桃太郎大通り、県道岡山児島線・国道250号、城下筋、市役所筋、西口筋・昭和町通り、西川緑道公園筋・枝川筋、ハレまち通り・県庁通り)、西大寺駅周辺地区の4路線(市道西大寺上中川町1号線、県道西大寺山陽線、県道岡山牛窓線、市道西大寺松崎・西大寺中1号線)、北長瀬駅周辺地区の4路線(北長瀬表町野田線、北長瀬表町2号線、西長瀬北長瀬線、西市中仙道線街路樹)の計15路線の街路樹(高木)の剪定を行う場合に適用する。
詳細は別図(対象路線位置図)を参照すること。

2 目的

美しい都市景観の維持や樹木の健全な育成を促すことなどと共に、樹木の持つ樹種特有の美しさ、街路樹の並木としての統一美を発揮させることを目指す。

本委託においては、樹種ごとの特性や樹形、樹勢、生育環境、周囲の環境、他の道路施設や占用物件などにより制限される樹木の生育可能空間等を考慮した上で、適切な剪定等によって、樹形の作り直し(樹形再生)を含め、美しく樹形を整えることを目的とする。

3 剪定計画(管理目標樹形と剪定方針)の提出

受託者は、路線毎または、まとまりのあるエリア、ブロック毎に、当該街路にふさわしい管理目標樹形と、剪定方法や数回に渡る剪定計画などの剪定方針(以下、剪定計画という)を検討し、担当職員と協議の上、剪定計画書を提出し、それに従い剪定作業を行うこと。

ただし、委託内容の変更があった場合は変更対象となる場合がある。

4 剪定作業について

受託者は、剪定等作業に先立ち、街路樹路線内の標準的な樹木を対象に街路樹剪定士の指導のもとに見本剪定を行い、市担当職員の立ち会い確認の上、手本となる樹形を決定し、これを路線の標準樹形として剪定を行う。

5 剪定作業報告書について

受託者は、次の書類を作成し検査時に提出すること

(1)剪定計画書

(2)作業記録簿

(3)作業状況写真(施工前、見本剪定中、施工中、完成写真等)